八〇、七一九	七九、八八六
五、七六二	五、一五二
七五、一四七	七六、五八六
四七、八八九	四九、三七六
七〇、六四一	七五、四三五
一四八、〇四七	一四二、一四三
一七四、二三三	一八五、三三一

○環境省告示第三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥島鳥獣保護区を設定した件（昭和二十九年十月農林省告示第七百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

三の次に次の一号を加える。

四　国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　保護管理方針

イ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第四十六条第一項に基づくアホウドリの保護増殖事業として実施してきた燕崎における繁殖地への土砂流入防止事業等については、引き続き継続的に実施し、鳥獣の生息環境の安定化を図る。

ロ　種の保存法第四十五条第一項に基づき定められたアホウドリに関する保護増殖事業計画（平成十八年八月文部科学省・農林水産省・環境省告示第二号）を踏まえ、初寝崎におけるモニタリングを行い、繁殖地の形成状況の把握に努めるとともに、必要に応じ繁殖地の保全対策を講じる。

ハ　「モニタリングサイト一〇〇〇海鳥調査」（以下「海鳥調査」という。）の実施により、小型海鳥類の繁殖地の状況把握に努めるとともに、必要に応じ小型海鳥類の繁殖地の保全対策を講じる。

(二)　保全事業の目標

繁殖地への土砂流入防止及び小型海鳥類を捕食するネズミ類の駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善を図る。

(三)　保全事業の対象区域

鳥島鳥獣保護区の全域

(四)　保全事業の内容

燕崎において、繁殖地に堆積した土砂を除去するとともに、裸地化しつつある繁殖地では営巣に適した環境を保護するため単木的な植栽を行う。

さらに、小型海鳥類を捕食するネズミ類について、生息密度を含めたモニタリングを行い、実態を把握しつつ駆除を行う。

(五)　環境変化の概要

アホウドリの最大の繁殖地である燕崎は、急傾斜地であることから土砂が流入しやすく、平成十一年頃から低気圧又は台風の通過時に土砂流入が発生することが顕著となり繁殖地の埋没が懸念される。さらに、過去非意図的に導入されたネズミ類が増加し、それらによる捕食により小型海鳥類繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

(六)　鳥獣の生息状況の変化

鳥島でアホウドリが昭和二十六年に再発見されて以降、繁殖地として世界的に注目される地となった。これまでの関係者の保護増殖に係わる取組により、アホウドリは個体群として約三千羽に達する状況となり、別種であるクロアシアホウドリはこれを上回る個体群が生息しているが、燕崎繁殖地の土砂流入による埋没が繁殖への影響を及ぼすおそれがある。

小型海鳥類であるオナガミズナギドリは、平成二十三年度の海鳥調査で九十七巣と前回の平成二十年度の調査に比べ増加している。一方、オーストンウミツバメは、巣穴を使用した痕跡から推測した個体数は平成二十年度調査に比べ平成二十三年度調査では減少しており、調査ごとにネズミ類からの捕食が記録されるなど、繁殖地としての質が極度に低下している。

○環境省告示第三十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の保護に関する指針を変更したので、鳥獣保護区を指定した件（平成十五年十月環境省告示第百十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

四(二)「鳥獣保護区の管理方針」を次のように改める。

(二)　保護管理方針

イ　希少鳥類及びその生息環境のモニタリング調査を通じて、希少鳥類の生息状況及び生息環境の変化の把握に努め、必要な保全対策を講じる。

ロ　希少鳥類の生息を脅かすような生息地の劣化・消失又はネズミ類による希少鳥類の捕食を防止するため、必要に応じて保全対策を行う。

ハ　更なる外来生物の侵入を防ぎ、生態系の保全を図るため、関係地方公共団体、関係機関等と連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

四(三)の次に次のように加える。

(三)　保全事業の目標

繁殖地の植生復元及び土砂流出防止並びに小型海鳥類を捕食するネズミ類及び植生被害をもたらすアナウサギの駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善及び生態系の保全を図る。

(四)　保全事業の対象区域

七ツ島鳥獣保護区の全域

(五)　保全事業の内容

オオミズナギドリ、ウミネコ等の大型鳥類のほか、カンムリウミスズメ、ヒメクロウミツバメ等の希少鳥類の生息状況調査及び植生状況調査等を踏まえ、在来の植物による植生復元、土砂流出防止施設の整備等を実施し、鳥類の生息環境の回復及び創出を図る。また、ネズミ類による希少鳥類の捕食、アナウサギによる食害等の外来生物からの被害の対策に必要な措置を実施する。さらに、希少鳥類の生息数及び植生のモニタリング等により、保全事業の効果について評価を行う。

(六)　環境変化の概要

人為的に持ち込まれたアナウサギが繁殖したことにより植生が荒廃し、裸地化が進行したため、土砂の流出が問題となり、植生復元工を過去実施したが、継続的なメンテナンス等が不十分であり裸地が残っている。また、新たに裸地化している場所も生じている。さらに、このような裸地化に加え、アナウサギの食害によって植物生態系が大幅に変化しており、オオミズナギドリの繁殖地としての環境への悪影響が懸念されている。アナウサギについては毎年駆除作業を実施しているが、約百～二百頭が生息していると推定されている。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

七ツ島はカンムリウミスズメの繁殖地北限とされているが、非意図的に導入されたネズミ類の小型海鳥類及びその卵の捕食により、近年七ツ島におけるカンムリウミスズメやヒメクロウミツバメの繁殖は確認されていない。

オオミズナギドリは、昭和五十八年の調査で三万五千～四万羽と推定され、その後平成十一年の調査においても同程度の生息が確認されたが、その後正確な生息数は調査されていない。

ウミネコについては、昭和五十年に烏帽子島で初めて数千羽の繁殖が発見されたほか、昭和五十四年には大島などでも繁殖が確認されるようになった。現在では、大島では著しい増加が確認されており、一万二千羽以上が繁殖していると言われている。

○環境省告示第三十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する第二十八条第二項の規定に基づき、次のように特別保護地区の保護に関する指針を変更したので、特別保護地区を指定した件（平成十五年十月環境省告示第百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃